

造血細胞移植を受けたことにより、移植前に受けた予防接種の効果が期待できないと医師の診断を受け、再度予防接種を受けた方への費用助成制度です

造血細胞移植後定期予防接種ワクチン 再接種費用助成制度について

「造血細胞移植」
とは？

「再接種」
とは？

【骨髄移植】【末梢血幹細胞移植】【さい帯血移植】

のいずれかを指します

造血細胞移植後に受けた予防接種。

移植前に受けた定期予防接種によって得た免疫が、造血細胞移植により低下又は、消失したために再度の接種が必要であると医師が認めた予防接種です。

対象者

以下のすべてに該当する方

(1) 令和3年4月1日以降に再接種を受けた方

(2) 再接種を受けた日に和光市民だった方

(3) 再接種をした日に20歳未満だった方

※ワクチンにより上限年齢の設定あり

対象ワクチン

- ・B型肝炎
- ・ヒブ(10歳未満)
- ・小児用肺炎球菌(6歳未満)
- ・四種混合(15歳未満)
- ・五種混合(15歳未満)
- ・不活化ポリオ
- ・BCG(4歳未満)
- ・水痘
- ・麻しん風しん(麻しん、風しん)
- ・日本脳炎
- ・二種混合
- ・HPV(子宮頸がん予防)

手続きの流れ

再接種を受ける



市に制度の
申請をする



ご連絡をいただいた後に
市から申請書を送付します

市が申請を審査後
助成の可否を決定



市から申請者へ
助成金の交付
について通知



助成費用が指定の
口座に振り込まれる



(費用には上限があります)

健康支援課保健予防担当

(健康増進センター内)

☎048-465-0311

まずは市にご連絡ください。
お話を伺った上で、
申請の手続きを行います。



©和光市